

広島市告示第564号

令和7年12月24日

広島市スポーツセンター条例（昭和55年広島市条例第42号）第19条第1項の規定に基づき、広島市西区スポーツセンターの呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 呼称を定めた施設

広島市西区スポーツセンター

2 呼称

マリモホールディングス西区スポーツセンター

3 呼称の英語表記

Marimo Holdings Nishi-ku Sports Center

4 呼称を使用する期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日まで